

現場代理人及び技術者兼務区分表

- ・請負金額は、**4,500万円未満**（建築一式工事**9,000万円未満**）とする。
- ・現場代理人兼務件数の合計は**3件**までとし、各現場に連絡員を配置する。兼務件数に請負金額500万円未満の維持工事、既契約工事の附帯工事（特命随意契約によるもの）は含まない。

蒲郡市発注工事		兼務できる技術者等
現場代理人	請負金額 4, 500 万円未満の工事	他の請負金額 4, 500 万円未満の工事（蒲郡市）の現場代理人（ただし、他の請負金額500万円以上の工事の場合は、本市発注工事の現場代理人または主任技術者等の施工実績が無い者及び前年度に 65 点未満の成績があった者を除く）
		同一工事または 他の請負金額4, 500 万円未満の工事（蒲郡市）の主任技術者
	請負金額 4, 500 万円以上の工事	同一工事の主任・監理技術者
主任・監理技術者	専任義務なし 請負金額 4, 500 万円未満の工事	同一工事または他の請負金額 4, 500 万円未満の工事（蒲郡市）の現場代理人
		他の請負金額 4, 500 万円未満の工事の主任技術者
		営業所技術者等
	専任義務あり 請負金額 4, 500 万円以上の工事	同一工事の現場代理人
		他の請負金額4, 500 万円以上で専任義務緩和要件【※1】を全て満たした主任・監理技術者（専任特例1号）
		他の請負金額 4, 500 万円以上で監理技術者補佐を工事毎に専任で配置した場合、2件までの主任・監理技術者（専任特例2号）
		専任義務緩和要件【※2】を全て満たした営業所技術者等
営業所技術者等	請負金額 4, 500 万円未満の工事（蒲郡市）の主任技術者	
	請負金額4, 500 万円以上で専任義務緩和要件【※2】を全て満たした場合の主任・監理技術者	

【※1】専任特例1号の専任義務緩和要件は、①各建設工事の請負金額1億円未満（建築一式2億円未満）、②工事現場間の移動時間が概ね2時間以内、③下請次数が3を超えないこと、④各工事に連絡員を置く（連絡員の兼務は可能）、⑤現場の施工体制をCCUSもしくはCCUSとAPI連携したシステムまたは遠隔から現場作業員の入退場が確認出来るシステムも利用した方法で確認出来ること、⑥人員の配置を示す計画書（国交省様式）を作成し工事現場毎に備えおくこと、⑦主任技術者または監理技術者が、当該工事現場以外の場所から、映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器を用いて、現場状況が確認出来ること、⑧兼任現場数が2以下であること。

【※2】営業所の専任技術者の専任義務緩和要件は、①営業所の専任技術者が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること、②兼ねる工事現場の数が1以下であること、③専任特例1号の専任義務緩和要件①から⑦を満たしていること（②については工事現場間を営業所から工事現場間と読み替える）、④所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。